

「指定工場におけるOBD検査の判定フロー」の一部修正について

国土交通省における標記フローの作成については、佐整振だより9月号にてお知らせしたところですが、今般、国土交通省では、「指定工場におけるDTCの削除」について、スピードメータ検査実施後のDTC消去に限らず、DTCを削除する行為のみであれば、「その他特殊な部品の修理」に該当するため、外部委託が可能と整理したことから、別添のとおり当該フローを修正した旨、情報提供がありましたのでお知らせいたします。

なお、当該フローにつきましては、下記1のとおり、国土交通省ホームページに掲載されておりますことを申し添えます。

記

1. 「指定工場におけるOBD検査の判定フロー」掲載ページ

●国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_OBD_company.html#flow

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001901376.pdf> (関係事務連絡)

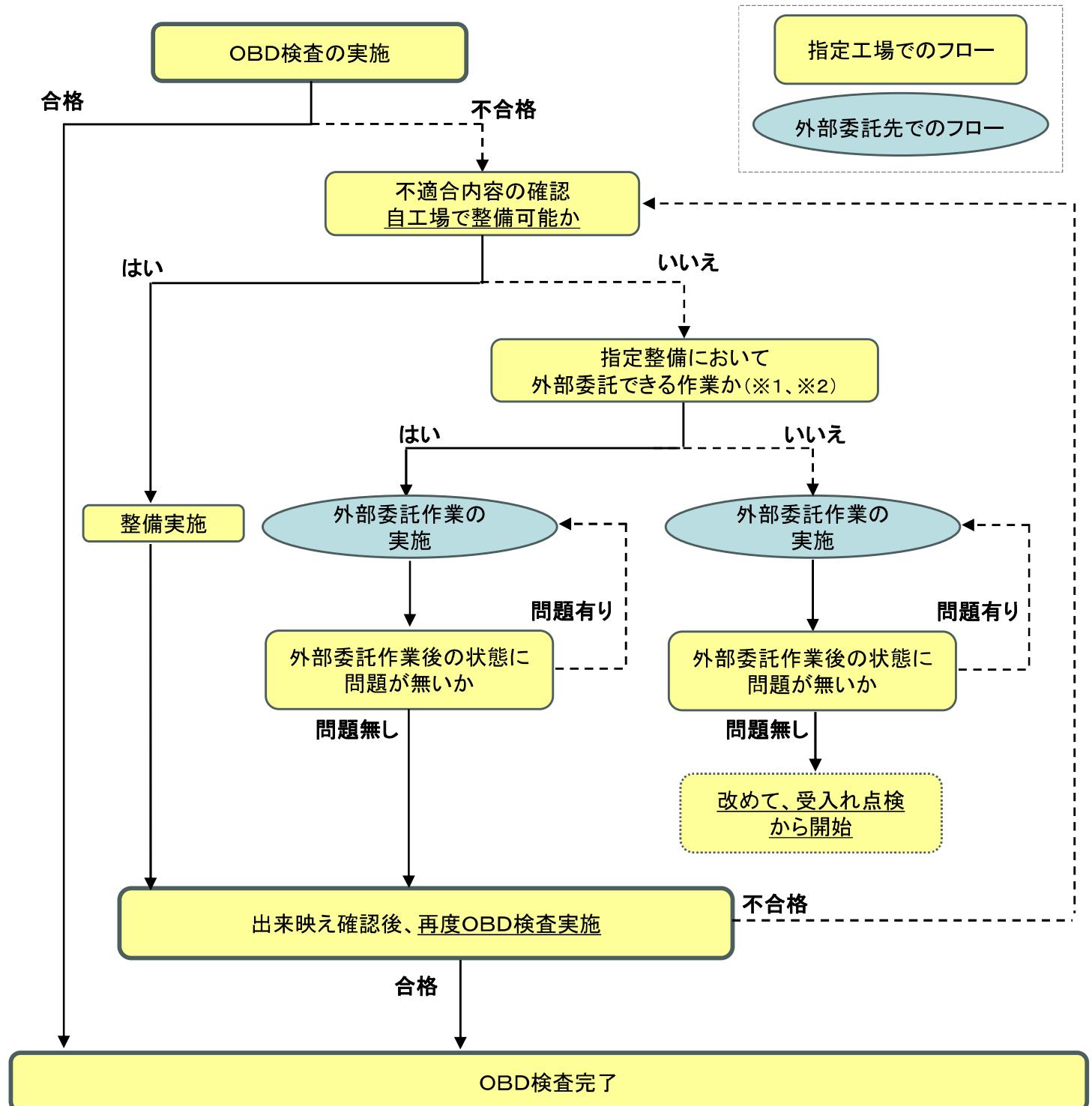
2. 改定箇所

●ページ下部「※2」

改定前：「スピードメータ検査実施後にABSのテルテールが点灯、その後テルテールは消灯しても特定DTCが残る現象」について、当該特定DTCを消去する作業は、「自動変速装置その他特殊な部品の修理」に該当し、外部委託が可能

改定後：DTCを消去する作業のみであれば、「自動変速装置その他特殊な部品の修理」に該当し、外部委託が可能

指定工場におけるOBD検査の判定フロー(R7.12版)



※1 指定整備において、外部委託できる作業は以下の通り

- ・機械加工
- ・鍛冶
- ・メッキ
- ・溶接
- ・タイヤの修理
- ・車枠及び車体の修理
- ・電気装置の修理
- ・計器の修理
- ・自動変速装置その他特殊な部品の修理
- ・電子制御装置整備の構内外注又は一部外注

※2 DTCを消去する作業のみであれば、「自動変速装置その他特殊な部品の修理」に該当し、外部委託が可能

- 例) 「スピードメータ検査実施後にABSのテルテールが点灯、その後テルテールは消灯しても特定DTCが残る現象」について、当該特定DTCを消去する作業